

太子町景観計画

平成20年4月
(令和3年9月改訂)

太 子 町

目 次

1. 景観法の概要	
1・1 景観法の成立経過	P 1
1・2 景観法の概要	P 2
(1) 景観行政団体	P 2
(2) 景観計画	P 3
(3) 景観計画の策定手続	P 4
(4) 景観条例	P 5
1・3 景観法の活用	P 5
2. 太子町の景観形成	
2・1 地域特性	P 6
2・2 景観形成の基本方針	P 7
2・3 町・町民・事業者の責務	P 9
2・4 景観計画区域の設定	P 10
3. 叡福寺周辺地区の景観計画	
3・1 叡福寺周辺地区の特性と景観計画区域	P 11
3・2 景観形成の目標	P 12
3・3 景観形成の方針	P 12
3・4 景観重要公共施設の整備に関する方針	P 12
3・5 行為の制限に関する事項	P 13
3・6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する方針	P 15
4. 竹内街道周辺地区の景観計画	
4・1 竹内街道周辺地区の特性と景観計画区域	P 16
4・2 景観形成の目標	P 17
4・3 景観形成の方針	P 17
4・4 景観重要公共施設の整備に関する方針	P 17
4・5 行為の制限に関する事項	P 18
4・6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する方針	P 20

1. 景観法の概要

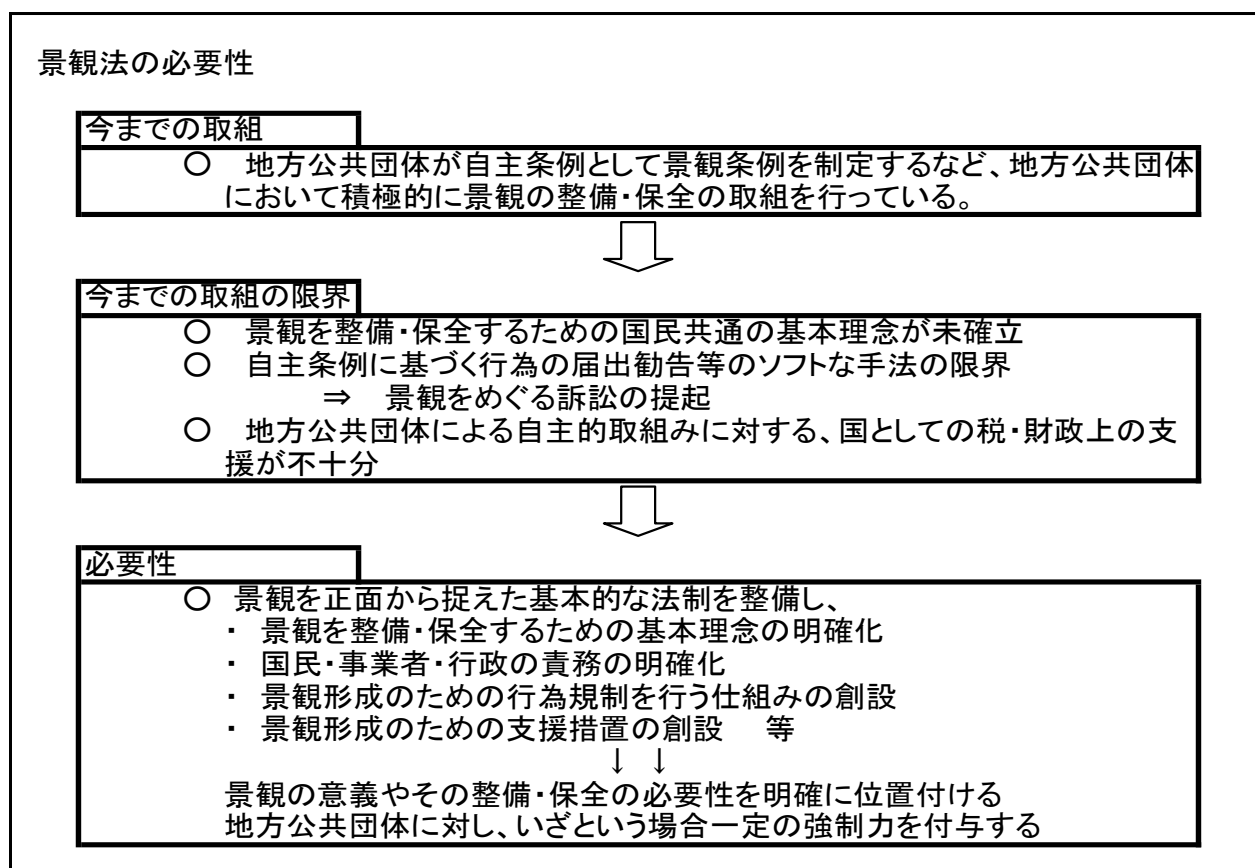
1・1 景観法の成立経過

これまで国の施策として既に良好な景観が形成されている地区、古都や文化財といった特別な地区について、歴史的な集落やまちなみ等の保存の点から形態意匠の規制を行うことができる仕組みが推進されてきた。

例えば、岡山県倉敷市の「美観地区」（都市計画法）や長野県妻籠宿の「伝統的建造物群保存地区」（文化財保護法）がその代表例として挙げられる。また、各自治体が自主条例として景観条例を制定するなどして独自に景観の整備・保全の取り組みを行ってきた。

しかしながら一方では、これまで実施してきた景観行政に対して景観の整備・保全に対する基本的な共通理念が定められていなかったことから、景観をめぐる訴訟が起こるなど、さまざまな問題が生じていた。

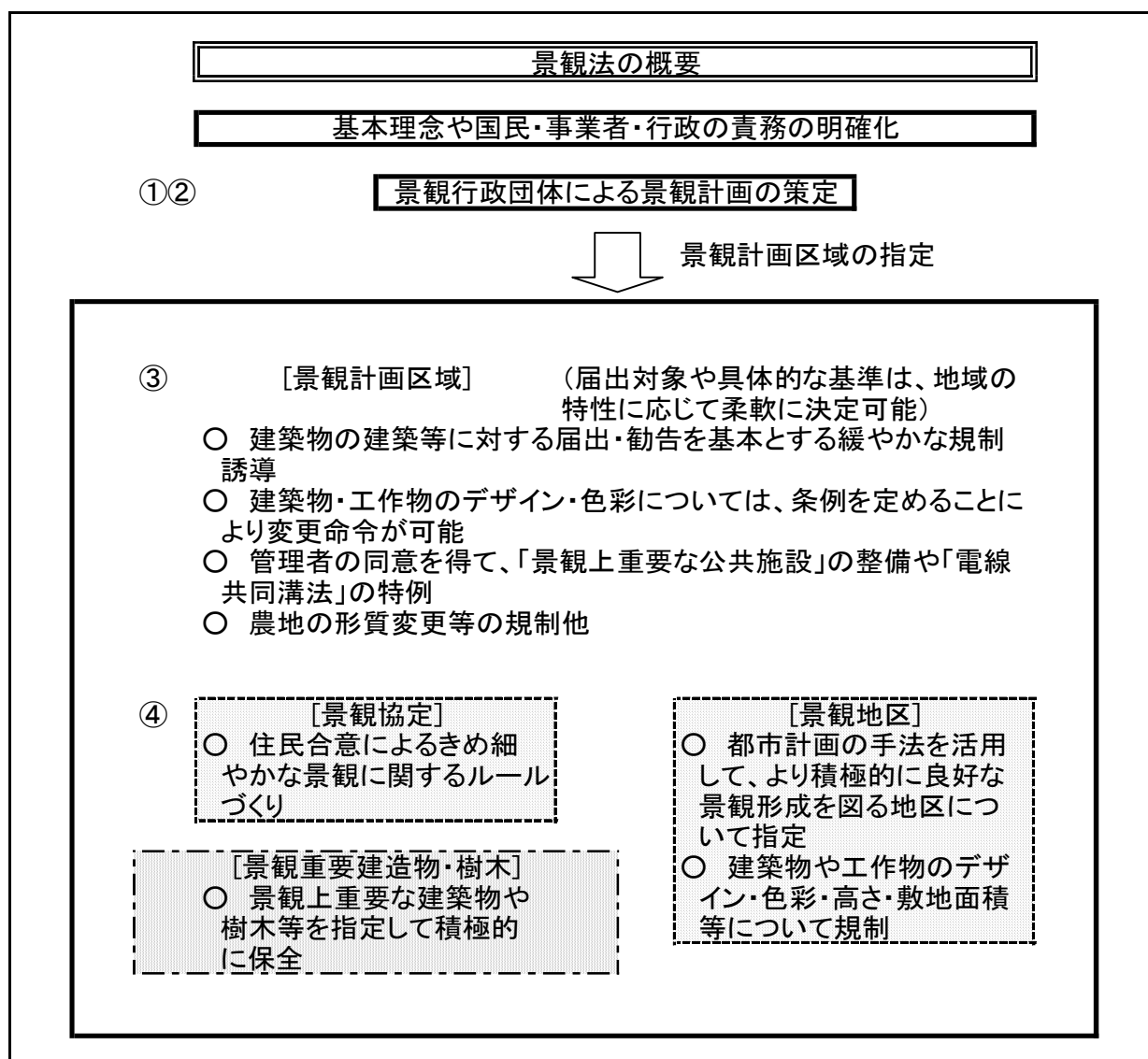
そのため、景観を正面から捉えた基本的な法制度である「景観法」が平成16年6月に公布、平成17年6月に全面施行されたことにより、景観を整備・保全するための基本理念や、国民・事業者・行政の責務の明確化、景観形成のための行為規制、また、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けられた。



1・2 景観法の概要

景観法の概要は以下の通りである。

- ① 景観行政団体は、景観行政を担う主体として施策を実施する。
- ② 景観行政団体は、住民の意向を踏まえながら景観計画を策定する。
- ③ 良好な景観の形成を図る区域として景観計画区域を定め、一定の行為に対する届出・勧告の基準等を示すことにより緩やかな規制誘導を実施する。
- ④ その他良好な景観の形成のために様々な仕組みが示されている。



（１）景観行政団体

景観行政団体は法第７条において定義付けられており、景観行政を担う主体とされている。

政令市・中核市・都道府県は自動的に景観行政団体となるが、市町村は都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能とされている。また、良好な景観の形成は居住環境の向上等住民の生活に密接に関係し、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導が有効であることから、市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされている。

(2) 景観計画

景観計画は法第8条において定義付けられており、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画である。

景観計画に定める事項は必ず規定しなければならない事項（必須事項）と地域の状況に応じて規定することができる事項（選択事項）とに区分されている。

【景観計画で定める事項】

【必須事項】

- ①景観計画区域（良好な景観を形成しようとする区域）
- ②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

【選択事項】

- 屋外広告物の設置等に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

①景観計画区域（良好な景観を形成しようとする区域）

種々の条件を踏まえ良好な景観の形成を図る必要があると認められる区域として、景観計画区域を定める。

②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成にあたって必要な方針を定めるものであり、具体的には景観上の特性や課題、将来の景観像を示すとともに、実現を目指すための景観形成方針などを示す。

③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

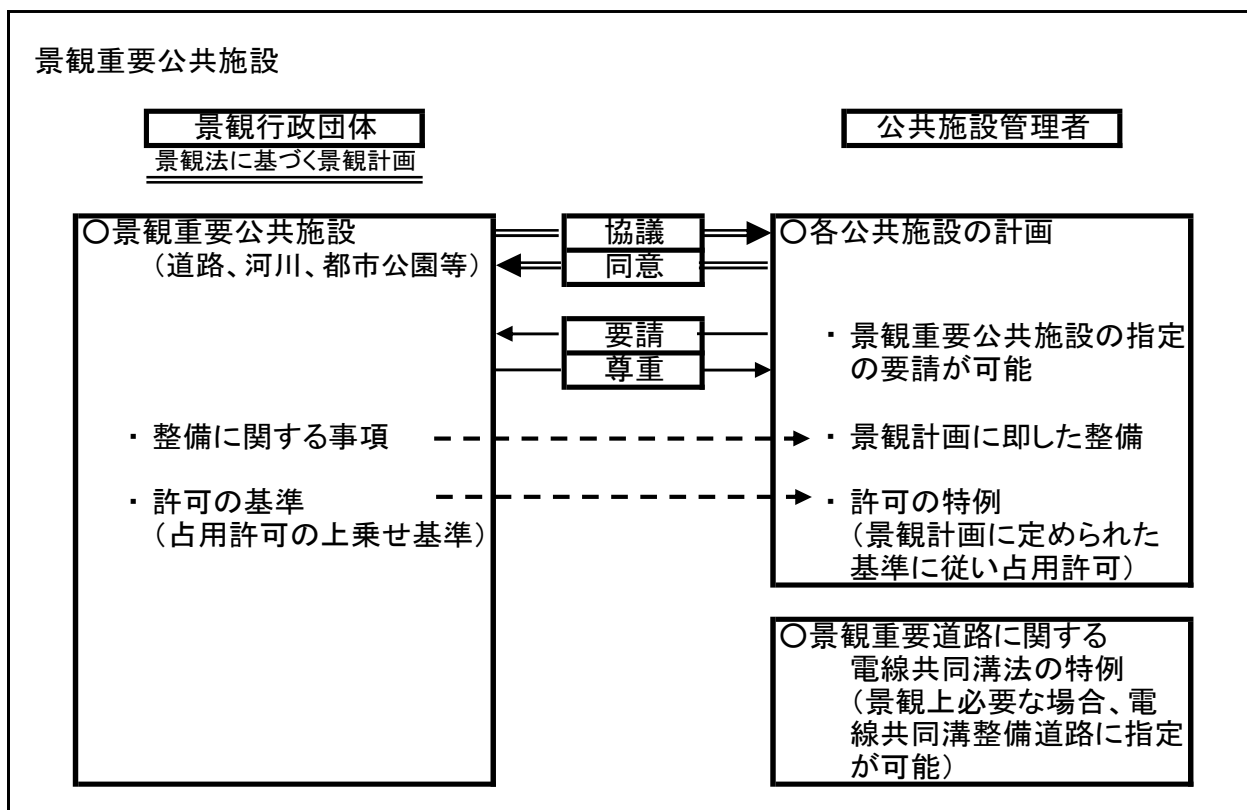
景観計画区域内では、一定の行為について届出を行うことが必要とされ、大阪府景観計画を遵守しつつ、それぞれの届出対象行為ごとの景観形成基準（行為の制限）を定める。

④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内の景観上重要な建造物又は樹木について、地域の個性あふれる景観づくりの核としてその維持、保全、継承を図るため、景観重要建造物や景観重要樹木として指定するとともに基本方針を示す。

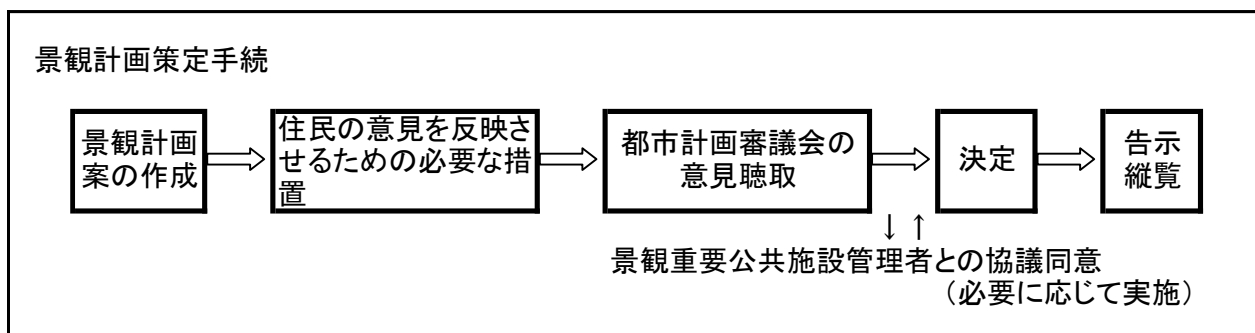
■景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、景観重要公共施設として位置付け、景観上必要な整備に関する事項及び占用等の基準について定めることにより、良好な景観の形成を図ることを可能としたものである。特に景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るために必要な場合は「景観重要道路に関する電線共同溝法の特例」により、電線共同溝の整備対象道路として管理者からの指定が可能となる。



(3) 景観計画の策定手続

景観計画の策定手続は法第9条において定義付けられており、住民や都市計画審議会の意見を聴きながら景観計画を策定するものである。



(4) 景観条例

景観法においては景観条例を制定することにより、届出対象行為や行為の規制等を必要に応じて追加することも適用除外することも可能とされている。また、条例で定めた一定の事項については変更命令を行うことも可能とされている。これらは景観がそれぞれの地域の歴史や文化の中で培われてきたものであり、地域により個性や景観に対する住民の意識が違うことなどを考慮したものである。

1・3 景観法の活用

景観法の成立により、良好な景観は国民共通の資産として位置付けられ、適切な制限のもと整備・保全することが可能となった。景観法の活用により、地域の独自性を尊重しながら、国民・事業者・行政が良好な景観に対して共通の認識を持ち、地域の活性化につながる景観形成を図ることができる。

これまで太子町ではいにしえの時代から培われてきた歴史・文化資源を守り、緑豊かな自然景観を保全し、さらには計画的な住宅地や幹線道路、公園等都市施設整備を行う際に、景観に配慮した様々なまちづくり施策を積極的に推進してきた。今後もこのような景観施策の取り組みを継続しながら、新たに景観法の活用により住民と協働の良好な景観の形成を図っていく。

(これまでの事業例)

日本最初の官道である竹内街道の

ウォーキングトレイル事業としての修景整備

歴史国道整備事業として景観を配慮した歩道整備

多自然型護岸・親水護岸を活用した唐川ふるさと砂防事業

叡福寺を核とした和みの広場整備事業

など

2. 太子町の景観形成

2・1 地域特性

太子町の景観を構成している代表的な地域特性を以下に示す。

景観における歴史文化的地域特性としては、町の中心部に位置する聖徳太子御廟をはじめ、敏達・用明・推古・孝徳天皇陵などの多くの古墳群、叡福寺を中心とするまちなみや平成 29 年 4 月に日本遺産に認定された、日本最古の官道である「竹内街道」における大道旧山本家住宅をはじめとする沿道のまちなみなどが挙げられる。また、二上山麓の鹿谷寺跡や岩屋など多数の歴史的景観を形成している地域特性の町である。

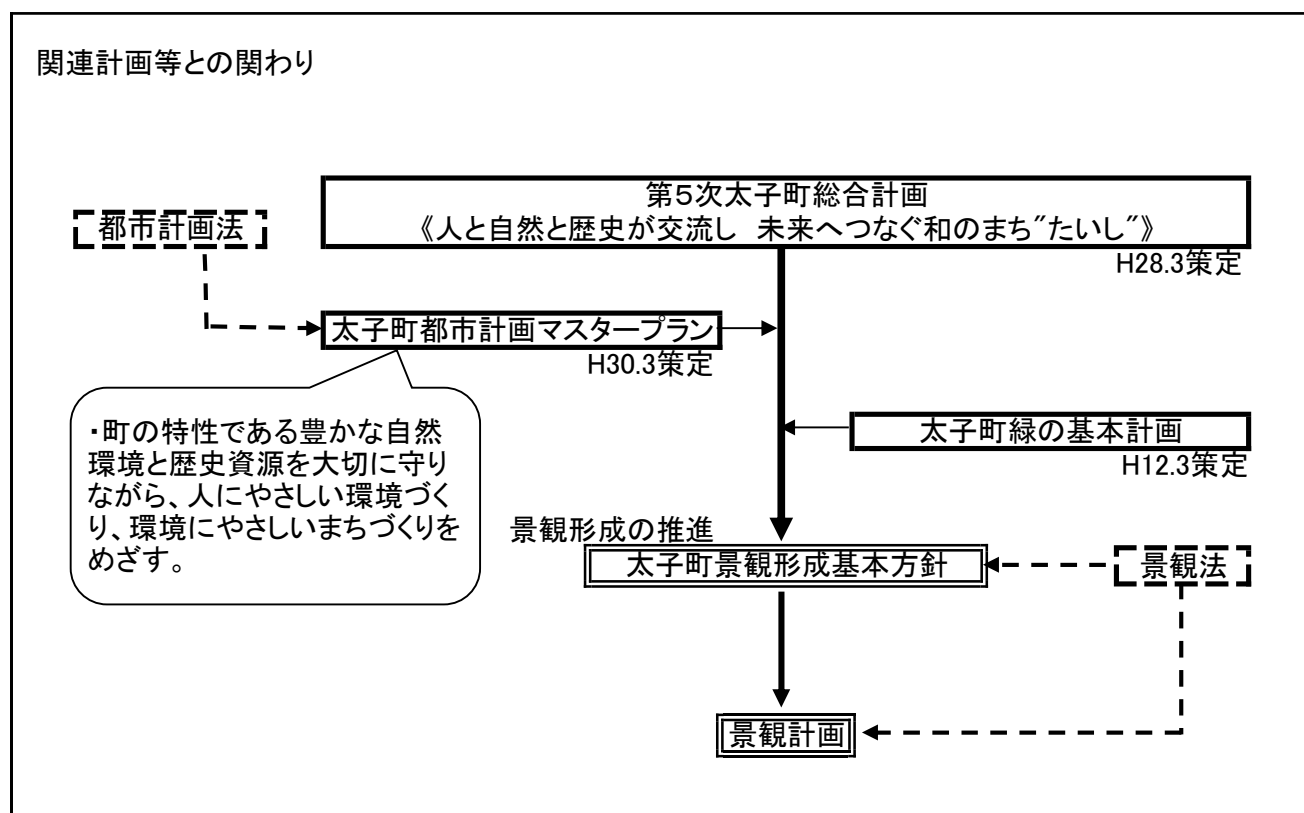
次に、自然的地域特性としては、本町のランドマークでもあり万葉集にも歌われている二上山が代表的であり、金剛生駒紀泉国定公園の山なみが連なり貴重な自然景観を形成している。周辺には二上山より金剛山へと続くダイヤモンドトレールや二上山万葉の森が整備されている。その他社寺・仏閣にある緑空間、なだらかな斜面地に広がるぶどう・みかんなどの果樹園、山裾などに広がる農地や集落が織りなす風景、ため池や唐川などの生態系に配慮した水辺空間なども代表的な自然的景観を形成している。

また、都市的地域特性としては住宅地内の緑道や成熟した街路樹、聖和台に代表される計画的に整備された緑豊かな住環境、公園などの都市的景観や、新たな都市的景観として関西国際空港や大阪都心部、奈良県へのアクセスとして開通した南阪奈道路が挙げられる。

2・2 景観形成の基本方針

太子町ではより良い景観形成を図るため、平成9年3月に住民と行政が一体となって行う、太子町の景観形成に向けた景観づくりの方針を定め、竹内街道の修景整備や和みの広場整備など景観形成に努めてきた。

この度景観法が制定されるとともに、平成18年3月に「和のまちづくり」を基本とした第4次太子町総合計画が策定されたことにより、新たな景観形成の基本理念、基本方針を以下のように定める。なお、平成28年3月に「和のまちづくり」の精神を継承した、第5次太子町総合計画が策定された。景観形成の基本理念、基本方針においても継承されている。



【景観形成の基本理念】

住みたい町・訪れたい町 太子町
「太子らしい個性的な、魅力あふれる 『和』の景観まちづくり」

【景観形成の基本方針】

★太子らしさを取り戻す・・・今は失われた、また、失われつつあるかつての景観を取り戻し、復元する。

《豊かな緑と水辺空間を守る、うるおいのある自然的景観の形成》

★太子らしさを守る・・・今の優れた景観を守り、保全する。

《二上山に代表される自然的景観や点在する古墳・史跡・まちなみなどの歴史的景観の形成》

★太子らしさを育てる・・・今の景観を損なわず、良いものを更に育む。

《歴史を継承する、旧集落やみちすじなどの歴史的景観の形成》

★太子らしさを整える・・・今の景観と調和する、新たな景観に整える。

《主要な道路や良好な住宅地など、ゆとりある緑豊かな都市的景観の形成》

★太子らしさを創り出す・・・新しい景観を創出する。

《町の風土に根ざした、地域の魅力を更に高める新たな景観づくりの形成》

2・3 町・町民・事業者の責務

景観形成の主体を大きく分けると、町・町民・事業者が考えられる。景観形成においてはまちづくりに対する協働意識の高揚が必要であることから、以下のとおり、それぞれの主体がそれぞれの責務・役割を十分に認識し、協力して取り組むこととする。

【町の責務】

- ① 町は良好な景観の形成を推進するため、総合的かつ計画的に施策の推進に努めるものとする。
- ② 町は景観に関する施策の策定及び実施にあたっては、町民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとする。
- ③ 町は町民及び事業者の景観形成に関する理解を深め、主体的な取り組みへと高まるように、啓発や誘導・規制・支援などに努めるものとする。
- ④ 町は必要があると認めるときは、国若しくは大阪府等に対し、良好な景観の形成に関する協力を要請するものとする。

【町民の責務】

- ① 町民は町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとする。
- ② 町民は自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。

【事業者の責務】

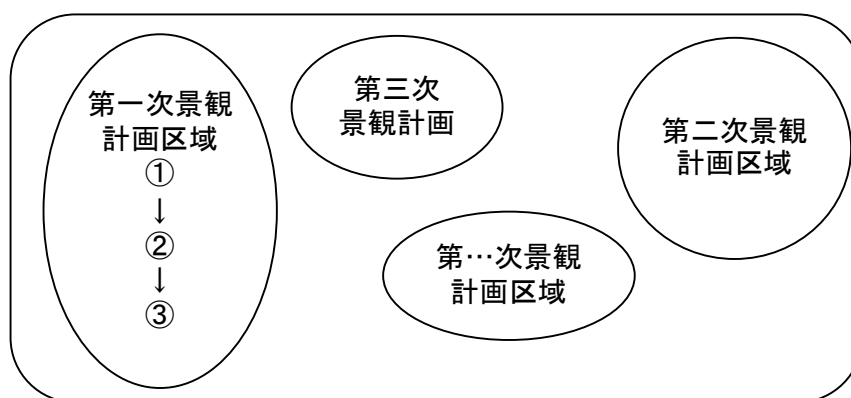
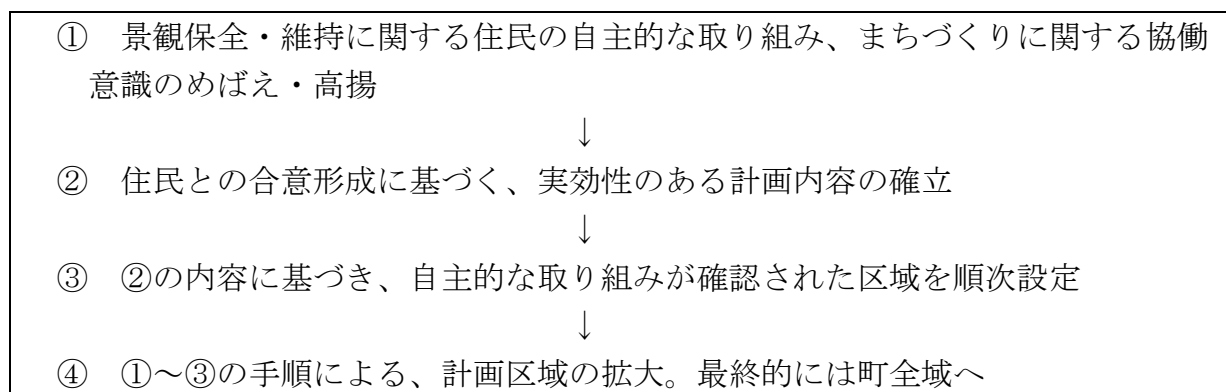
- ① 事業者は事業活動の実施にあたっては、良好な景観の形成の妨げになる行為を行わないよう努めるものとする。
- ② 事業者は町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとする。

2・4 景観計画区域の設定

良好な景観に配慮した「景観まちづくり」を行う景観計画区域の設定は、以下のとおりとする。

景観計画区域の設定は、町全域の景観形成に係る基本的な考え方、方針を示した「太子町景観形成基本方針」を基に、住民との協働まちづくりの視点から、地域住民との「景観まちづくり」に対する合意形成が図られた区域より順次設定していくものとする。

自主的取り組みが確認された区域を順次景観計画区域に設定することにより、最終的には集合体を成し、町全域に景観まちづくりを拡げることになる。



3. 叡福寺周辺地区の景観計画（平成20年4月決定）

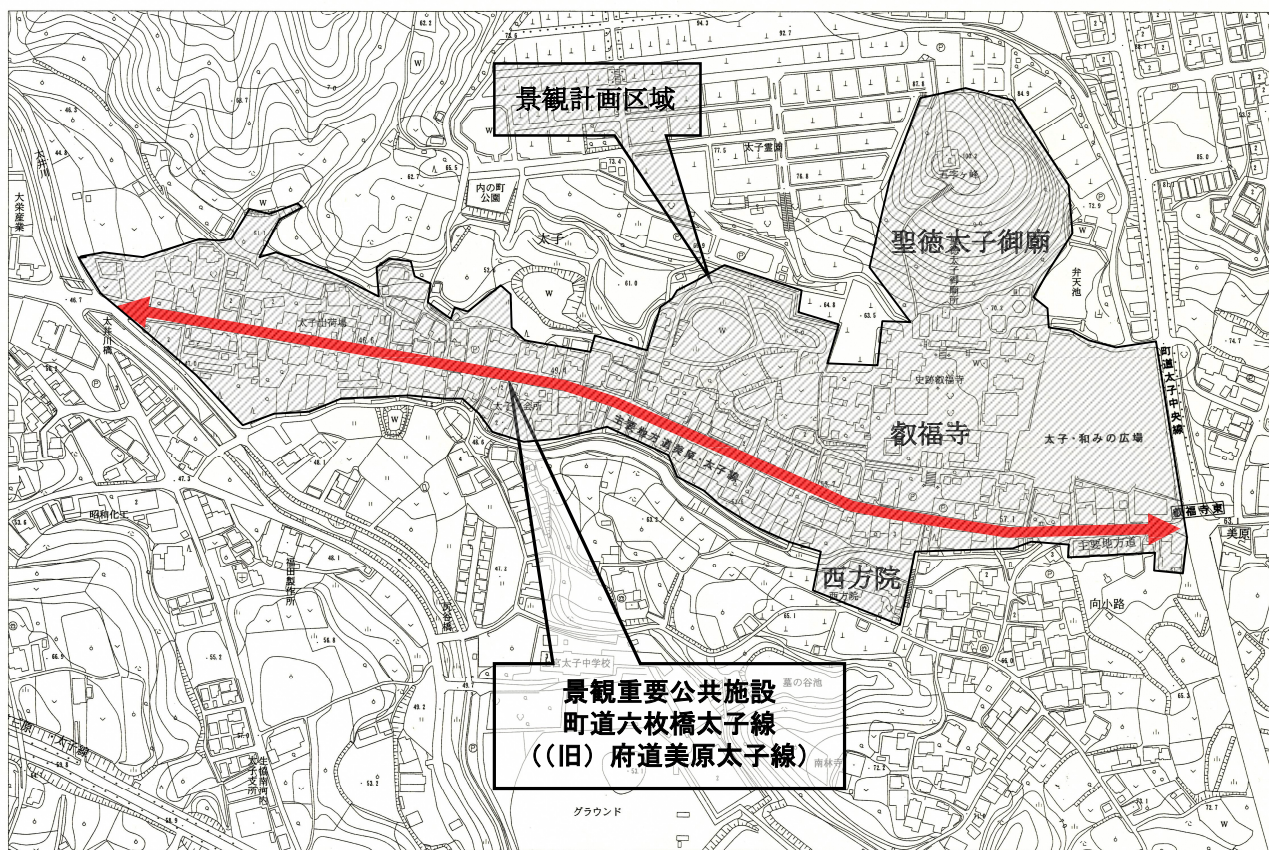
3・1 叡福寺周辺地区の特性と景観計画区域

太子町における景観地域特性は前項にて例記したが、とりわけ叡福寺周辺地区については鎌倉・室町時代の古図に記載されており、古くから太子町の中心的歴史文化景観を形成している。

現在においても叡福寺を核とする歴史的なまちなみが残っており、特に太子町のランドマークでもある二上山の山なみとは一体的な景観を形成し、沿道（町道六枚橋太子線（旧）府道美原太子線）のまちなみは漆くいの白壁家屋等が軒を連ね、植栽の施された敷地内の緑が連続する良好な景観を形づくっている。

このような状況において、沿道住民より叡福寺を中心とする良好な景観を末永く保全し、安全な歩行空間を創出することによりこの地区の特性にふさわしい景観形成を図る自主的な機運が高まってきたことから、叡福寺周辺地区を景観計画区域と定める。

計 画 区 域 図



3・2 景観形成の目標

叡福寺周辺地区における景観形成の目標を、以下のとおり定める。

叡福寺を中心とする歴史的景観や周辺のまちなみ景観、さらに道路空間とが一体となる、調和のとれた景観形成を図る。

3・3 景観形成の方針

叡福寺周辺地区における景観形成の方針を、以下のとおり定める。

- ☐ 叡福寺（多宝塔）や二上山などの山なみとの眺望を確保する。
- ☐ 土地の細分化を防止し、現状のまちなみに違和感を与えないようゆとりのあるまちなみとする。
- ☐ 良好な住環境の保全・形成を図るため、一戸建て専用住宅のまちを継承する。
- ☐ 歴史やまちなみの景観を継承できるような良好な色彩・デザインや植栽を施す。
- ☐ 道路（町道六枚橋太子線（旧）府道美原太子線）の無電柱化などの整備により安全な歩行空間を創出する。

3・4 景観重要公共施設の整備に関する方針

叡福寺周辺地区における町道六枚橋太子線（旧）府道美原太子線は、良好な道路景観を創出する重要な要素であり大きな役割を担っていることから、「景観重要公共施設」として位置付け、整備を行う際の方針を以下のとおり定める。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

- ・安全な歩行空間の確保に努める。
- ・電線類の地中化に努める。
- ・交通安全施設は落ち着いた色合いとし、景観形成基準に適合する色彩・デザインとする。
- ・道路舗装は沿道景観と整合のとれた歴史の感じられる色合いとし、特に歩行空間部分については可能な限り自然性も感じられる形態とする。

【景観重要公共施設に関する占用等の基準】

- ・占用物件は落ち着いた色合いとし、景観形成基準に適合する色彩・デザインとする。

3・5 行為の制限に関する事項

叡福寺周辺地区における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を、以下のとおり定める。

【届出対象行為】

行為の種類		対象となる規模等
建築物	新築、増築、改築又は移転	○建築面積が 10 m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○変更部分の面積が 10 m ² を超えるもの
工作物	新設、増築、改築又は移転	○塀・垣・柵等外構に関する工作物で、道路面からの高さが 1.5mを超えるもので、長さが 5 mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
開発行為		○全ての開発行為 (都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為)
屋外 広告物	表示、掲出、 修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○表示面積が 1 m ² を超えるもの、または高さが 3 mを超えるもの

【行為の制限（景観形成基準）】

景観形成基準		
建築物	高さ	・ 建築物の高さは 10m以下とする。 但し、神社・寺院等については、この限りでない。
	敷地面積	・ 最低敷地面積は 150 m ² とする。 但し、景観計画施行時にこの面積に満たない敷地については、その面積をもって最低敷地面積とする。

建築物	形態意匠	屋根	・建築物の屋根は勾配屋根を基本とする。 ・勾配屋根の材料は和瓦を基本とする。やむを得ず他の材料とする場合は、瓦形状のものを使用するなど周辺の景観に調和したものとする。
		外壁	・建築物の外壁の形態意匠は漆くいの白壁や板張り等、周辺の景観に調和したものとする。
		付帯設備	・建築物の付帯設備（バルコニー、配管設備、ガスボンベ等）は建築物との調和、統一感を図り、目隠し等に配慮した配置を行うものとする。
	色彩	屋根	・建築物の屋根の色彩は銀色または黒色などを基調とする。やむを得ず他の色彩とする場合は彩度及び明度を低くした色合いとし、原色等の突出したものは避けるものとする。
		外壁	・建築物の外壁の色彩は漆くいの白壁や板張り等による素材色とし、彩度の低い色や無彩色とする。
	その他	駐車場	・駐車場の形態意匠や色彩は道路からの景観、隣接する建築物等との景観に配慮したものとし、特に道路から見える部分については植栽などで修景措置を行うものとする。 ・カーポートによる場合は黒色系又は褐色系を基本とする。
工作物	外構		・塀、垣、柵等は原則として、漆くいの白壁、垣、石垣等の自然素材を用いるものとする。 - 但し、コンクリートブロック塀等を用いる場合は表面に化粧を施したものを使用し、又はモルタル塗り等による仕上げを行うものとする。 - フェンス等を用いる場合は黒色系又は褐色系を基本とする。
その他	敷地内緑化		・敷地内での植栽やプランター等の緑化により、うるおいのある景観づくりを行うものとする。
	屋外広告物		・屋外広告物の形態意匠、色彩については周辺の景観を損なわないものとし、蛍光色を用いた広告板や点滅する電飾等は使用しないものとする。 ・屋外広告物の大きさについては必要最小限に抑えるものとし、3㎡以下とする。 - 但し、太子町の観光に関するものについては最大5㎡以下とする。 ・屋外広告物の高さは、10m以下とする。

備考： 景観計画の策定時に、既にある建築物の形態意匠、色彩、その他等については制限の対象外とする。

3・6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む。）で、次の基準に該当するものを景観重要建造物として指定することができる。

景観重要建造物は、次のいずれかに該当し、道路など公共の場所から容易に見ることができるものとする。

- ・地域の歴史を象徴する貴重な建造物
- ・文化的な形態意匠を有する建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、次の基準に該当するものを景観重要樹木として指定することができる。

景観重要樹木は、次のいずれかに該当し、道路など公共の場所から容易に見ることができるものとする。

- ・地域の歴史を感じさせる古木や巨大樹木
- ・特徴のある樹容を有している樹木
- ・地域のシンボルとなっており、広く親しまれている樹木

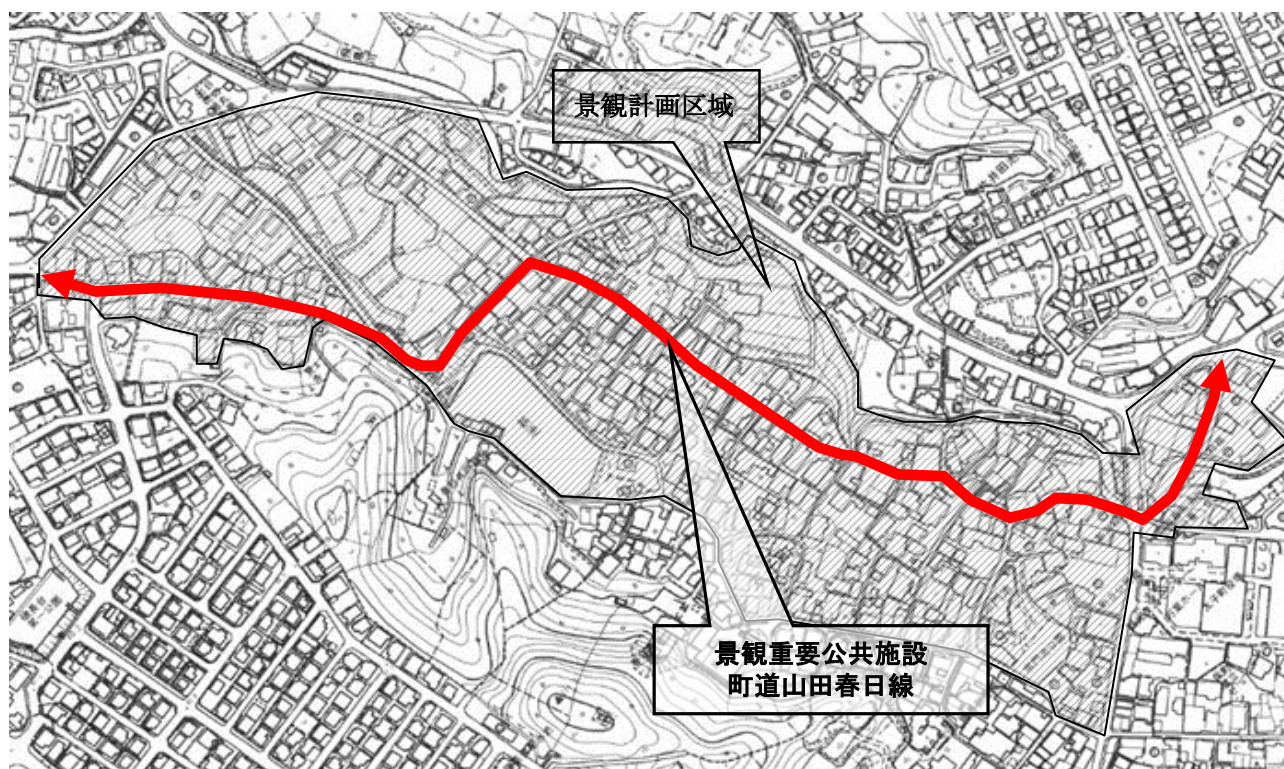
4. 竹内街道周辺地区の景観計画（令和3年9月決定）

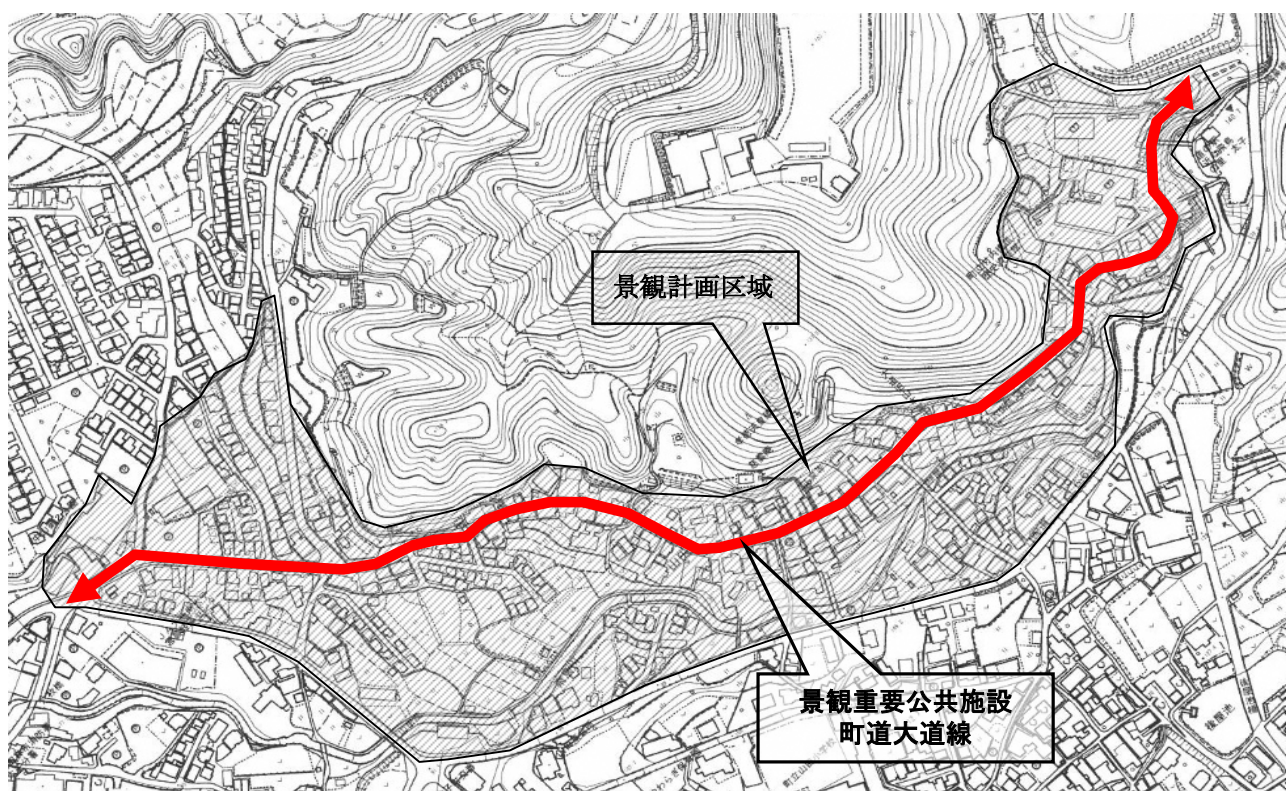
4・1 竹内街道周辺地区の特性と景観計画区域

太子町における景観地域特性は、既に景観計画区域に指定されている叡福寺周辺区域とともに、竹内街道周辺区域が、太子町の中心的歴史文化景観を形成している。

竹内街道は堺の大小路から奈良県葛城市の長尾神社に至る約30kmの街道で、推古21年（613年）に当時の我が国の外交の玄関口である難波津から政治の中心である飛鳥の宮を結ぶ道として整備された我が国最古の国道である。この道を大陸からの使節団をはじめ遣隋使、遣唐使が往来し、大陸文化がもたらされたとともに、中世では経済活動の道として、また近世では伊勢参りの道として往来文化が栄え、特に本町区域の沿道には往時をしのぶ伊勢灯籠や道しるべ、地藏堂がたたずみ、風情ある町並みと相まって良好な景観を形成している。一方、地元においてもこの風情あるたたずまいとかつての賑わいを継承するため、地元住民主体で毎年「竹内街道灯路まつり」が開催され、地区の特性にふさわしい景観形成を図る自主的な機運が高まっているとともに、平成29年4月に竹内街道が日本遺産に認定されたことを契機として、竹内街道周辺地区を景観計画区域と定める。

計 画 区 域 図





4・2 景観形成の目標

竹内街道周辺地区における景観形成の目標を、以下のとおり定める。

竹内街道を中心とする歴史的景観や周辺のまちなみ景観、さらに道路空間とが一体となる、調和のとれた景観形成を図る。

4・3 景観形成の方針

竹内街道周辺地区における景観形成の方針を、以下のとおり定める。

- ☐ 二上山などの山なみとともに大阪平野の眺望を確保する。
- ☐ 良好な住環境の保全・形成を図り、良好なまちなみを継承する。
- ☐ 歴史やまちなみの景観を継承できるような良好な色彩・デザインや植栽を施す。
- ☐ 道路（町道山田春日線及び大道線）の整備により安全な歩行空間を創出する。

4・4 景観重要公共施設の整備に関する方針

竹内街道周辺地区における町道山田春日線及び大道線は、良好な道路景観を創出する重要な要素であり大きな役割を担っていることから、「景観重要公共施設」として位置付け、整備を行う際の方針を以下のとおり定める。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

- ・安全な歩行空間の確保に努める。
- ・交通安全施設は落ち着いた色合いとし、景観形成基準に適合する色彩・デザインとする。
- ・道路舗装は沿道景観と整合のとれた歴史の感じられる色合いとし、特に歩行空間部分については可能な限り自然性も感じられる形態とする。

【景観重要公共施設に関する占用等の基準】

- ・占用物件は落ち着いた色合いとし、景観形成基準に適合する色彩・デザインとする。

4・5 行為の制限に関する事項

竹内街道周辺地区における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を、以下のとおり定める。

【届出対象行為】

行為の種類		対象となる規模等
建築物	新築、増築、改築又は移転	○建築面積が 10 m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○変更部分の面積が 10 m ² を超えるもの
工作物	新設、増築、改築又は移転	○塀・垣・柵等外構に関する工作物で、道路面からの高さが 1.5mを超えるもので、長さが 5 mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
開発行為		○全ての開発行為 (都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為)
屋外 広告物	表示、掲出、 修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○表示面積が 1 m ² を超えるもの、または高さが 3 mを超えるもの

備考： 良好な景観の形成に著しく影響を及ぼすおそれのある行為は、別途協議とする。

【行為の制限（景観形成基準）】

景観形成基準			
建築物	高さ	・建築物の高さは10m以下とする。 但し、神社・寺院等については、この限りでない。 また、近隣商業地域内の建築については、協議による。	
	敷地面積	・最低敷地面積は太子町開発指導要綱に規定する住宅の各戸敷地面積とする。 但し、景観計画施行時にこの面積に満たない敷地については、その面積をもって最低敷地面積とする。	
	形態意匠	屋根	・建築物の屋根は勾配屋根を基本とする。 ・勾配屋根の材料は和瓦を基本とする。やむを得ず他の材料とする場合は、瓦形状のものを使用するなど周辺の景観に調和したものとする。
		外壁	・建築物の外壁の形態意匠は漆くい白壁や板張り等、周辺の景観に調和したものとする。
		付帯設備	・建築物の付帯設備（バルコニー、配管設備、ガスボンベ等）は建築物との調和、統一感を図り、目隠し等に配慮した配置を行うものとする。
	色彩	屋根	・建築物の屋根の色彩は銀色または黒色などを基調とする。やむを得ず他の色彩とする場合は彩度及び明度を低くした色合いとし、原色等の突出したものは避けるものとする。
		外壁	・建築物の外壁の色彩は漆くい白壁や板張り等による素材色とし、彩度の低い色や無彩色とする。
	その他	駐車場	・駐車場の形態意匠や色彩は道路からの景観、隣接する建築物等との景観に配慮したものとし、特に道路から見える部分については植栽などで修景措置を行うものとする。 ・カーポートによる場合は黒色系又は褐色系を基本とする。
	工作物	外構	・塀、垣、柵等は原則として、漆くい白壁、垣、石垣等の自然素材を用いるものとする。 但し、コンクリートブロック塀等を用いる場合は表面に化粧を施したものを使用し、又はモルタル塗り等による仕上げを行うものとする。 フェンス等を用いる場合は黒色系又は褐色系を基本とする。
	その他	敷地内緑化	・敷地内での植栽やプランター等の緑化により、うるおいのある景観づくりを行うものとする。

その他	屋外 広告物	・屋外広告物の形態意匠、色彩については周辺の景観を損なわないものとし、蛍光色を用いた広告板や点滅する電飾等は使用しないものとする。 ・屋外広告物の大きさについては必要最小限に抑えるものとし、3㎡以下とする。 但し、太子町の観光に関するものについては最大5㎡以下とする。 ・屋外広告物の高さは、10m以下とする。 但し、景観計画施行時の既存の屋外広告物の建替え等再設置（掲示）については、協議による。
-----	-----------	---

備考： 景観計画の策定時に、既にある建築物の形態意匠、色彩、その他等については制限の対象外とする。

4・6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する方針

（１）景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む。）で、次の基準に該当するものを景観重要建造物として指定することができる。

景観重要建造物は、次のいずれかに該当し、道路など公共の場所から容易に見ることができるものとする。

- ・地域の歴史を象徴する貴重な建造物
- ・文化的な形態意匠を有する建造物

（２）景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、次の基準に該当するものを景観重要樹木として指定することができる。

景観重要樹木は、次のいずれかに該当し、道路など公共の場所から容易に見ることができるものとする。

- ・地域の歴史を感じさせる古木や巨大樹木
- ・特徴のある樹容を有している樹木
- ・地域のシンボルとなっており、広く親しまれている樹木